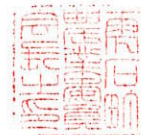


雫石町農業委員会告示第 8 号

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同条第 2 項の規定に基づき  
公示する。

令和 7 年 5 月 19 日

雫石町農業委員会会長 藤村 正彦



1 農地の所在等

| 所在・地番            | 地目 | 面積 (㎡) | 農地に関する<br>権利の種類 | 農地所有者等の情報                                                                          |
|------------------|----|--------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 雫石町長山林ノ沢 71 番 2  | 畑  | 3,008  | 所有権             | 登記名義人<br>武田 光夫<br>令和 6 年 1 月 3 日<br>死亡<br><br>最終住所地<br>岩手県岩手郡<br>雫石町長山中村 90 番<br>地 |
| 雫石町長山林ノ沢 198 番   | 田  | 1,656  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山林ノ沢 199 番   | 田  | 1,621  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山林ノ沢 200 番   | 田  | 1,527  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山林ノ沢 201 番 1 | 田  | 1,000  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山林ノ沢 201 番 2 | 田  | 415    |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山林ノ沢 202 番   | 田  | 644    |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山高八卦 150 番 1 | 田  | 1,841  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山中村 185 番 1  | 田  | 2,899  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山中村 186 番    | 田  | 1,791  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山中村 187 番    | 田  | 1,442  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山中村 190 番    | 田  | 3,153  |                 |                                                                                    |
| 雫石町長山中村 191 番 1  | 田  | 1,329  |                 |                                                                                    |

農地法第 33 条第 1 項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地

- 2 この公示は、農地法第 33 条第 1 項に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は  
当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」とい  
う。）を確知できないことから行うものである。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 箇月以内に、次に掲げる事項を記  
載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するもの  
とする。
  - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表  
者の氏名）
  - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 箇月以内に所有者等から申出がなかった場合に  
は、農地法第 41 条第 1 項に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る  
農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。